

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター非常勤スタッフ等給与規程

平成21年法人規程第23号
制定 平成21年4月1日
平成23年法人規程第71号
改正 平成24年4月1日
平成24年法人規程第81号
改正 平成25年3月28日
平成25年法人規程104号
改正 平成26年3月31日
平成26年法人規程112号
改正 平成27年4月1日
平成27年法人規程167号
改正 平成28年4月1日
28健総第2742号
改正 平成28年10月1日
28健総第6691号
改正 平成29年4月1日
30健総第3553号
改正 平成30年10月1日
30健総第8249号
改正 平成31年4月1日
元健総第3019号
改正 令和元年10月1日
元健総第7594号
改正 令和2年4月1日
2健総第94号
改正 令和2年4月14日
2健総第3680号
改正 令和3年1月1日
2健総第5880号
改正 令和3年4月1日
3健総第4713号
改正 令和4年1月1日
3健総第7086号
改正 令和4年4月1日
4健総第4034号
改正 令和4年10月1日
4健総第7524号
改正 令和5年3月28日

5 健 総 第 4 1 1 4 号
改正 令和5年10月1日
5 健 総 第 5 1 6 4 号
改正 令和6年1月9日
5 健 総 7 0 9 6 号
改正 令和6年4月1日
6 健 総 第 7 8 1 号
改正 令和6年5月24日
6 健 総 第 3 1 7 9 号
改正 令和6年10月1日
6 健 総 第 4 7 4 8 号
改正 令和6年12月18日
6 健 総 第 6 2 7 7 号
改正 令和7年2月25日
7 健 総 第 3 2 0 7 号
改正 令和7年9月18日
7 健 総 第 6 0 0 5 号
改正 令和8年1月28日
8 健 総 第 1 8 4 3 号
改正 令和8年6月30日
8 健 総 第 3 3 3 3 号
改正 令和8年9月15日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 時給、報酬日額及び報酬月額（第3条－第6条）
- 第3章 手当（第7条－第12条）
- 第4章 賞与（第13条・第14条）
- 第5章 支給方法（第15条－第22条）
- 第6章 給与の特例（第23条・第24条）
- 第7章 雑則（第25条－第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター非常勤スタッフ等就業規則（平成21年法人規程第21号。以下「非常勤スタッフ等就業規則」という。）第30条の規定に基づき、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）に勤務する非常勤スタッフ及び臨時スタッフ（以下「非常勤スタッフ等」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給与体系）

第2条 非常勤スタッフ等の給与は、次の各号に掲げる非常勤スタッフ等の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。

- （1） 1時間当たりの定額給（以下「時給」という。）で支給される非常勤スタッフ等 時給、通勤費、超過勤務手当、夜勤手当及び賞与を支給される者にあつては当該賞与
- （2） 1日当たりの定額給（以下「報酬日額」という。）で支給される非常勤スタッフ等（以下「日額制適用者」という。） 報酬日額、通勤費、超過勤務手当、夜勤手当及び賞与を支給される者にあつては当該賞与
- （3） 1月当たりの定額給（以下「報酬月額」という。）で支給される非常勤スタッフ等（以下「月額制適用者」という。） 報酬月額、通勤費、夜勤手当及び賞与を支給される者にあつては当該賞与
- （4） 前各号の規定に関わらず第11条に定める宿日直手当、救急勤務医手当及び宿日直中特殊勤務手当、第12条に定める危険業務勤務手当を、勤務の実態に応じて支給することができる。

2 職務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

第2章 時給、報酬日額及び報酬月額

（時給、報酬日額及び報酬月額）

第3条 時給、報酬日額及び報酬月額は、それぞれ1時間、1日又は1月の、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター非常勤スタッフ等の勤務時間、休暇等に関する規程（平成21年法人規程第22号。以下「非常勤スタッフ等勤務時間規程」という。）第2条に定める所定勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）における職務遂行の対価として支給する。

（時給、報酬日額及び報酬月額の水準）

第4条 時給、報酬日額及び報酬月額の水準は、法人の経営状態及び予算並びに物価等の社会経済の動向及び民間事業の従事者における給与水準の動向等を勘案し、職に応じて理事長が定める。

（報酬日額の報酬表）

第5条 報酬日額の報酬表は別表1及び別表2までに掲げるものとし、適用範囲については理事長が別に定める。

- 2 前項に定めるもののほか必要な報酬表については、理事長が別に定める。
- 3 前項各号の規定にかかわらず、理事長はその他必要と認める場合には、当該職員の報酬日額を別に定めることができる。

（報酬月額 of 報酬表）

第6条 報酬月額の報酬表は別表3に掲げるものとし、適用範囲については理事長が別に定める。

- 2 前項に定めるもののほか必要な報酬表については、理事長が別に定める。

第3章 手当

（通勤手当）

第7条 非常勤スタッフ等の通勤手当については1日あたり上限額を2,600円とし、その他の事項については、別に定める地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター通勤手当規程（平成21年法人規程第20号）による。

（超過勤務手当）

第8条 所定勤務時間を超えて非常勤スタッフ等勤務時間規程第8条の規定により勤務することを命ぜられた非常勤スタッフ等には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条の規定により算定された勤務1時間当たりの給与額（以下単に「勤務1時間当たりの給与額」という。）に所定勤務時間を超えてした勤務の区分に応じて次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- （1） 週休日（非常勤スタッフ等勤務時間規程第5条及び第6条に定めるものをいう。次条以下同じ。）における勤務で1週当たりの勤務日数が5日を超える勤務（次条第1項ただし書きの規定により、休日給を支給しないとされる日を除く。） 100分の135
- （2） 所定勤務時間が割り振られた日において、所定勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における所定勤務時間との合計が労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第32条に定める労働時間（以下「法定労働時間」という。）に達するまでの間の勤務（前号に掲げる勤務を除く。） 100分の100
- （3） 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の125

2 前項の規定に定めるもののほか、非常勤スタッフ等勤務時間規程第2条の規定によりあらかじめ定められた1週の所定勤務時間を超えて同規程第5条の規定により週休日とされた日に同規程第6条の規定により所定勤務時間を割り振られ勤務をしたことによって1週当たりの所定勤務時間が法定労働時間を超えることとなった非常勤スタッフ等には、当該法定労働時間を超えた時間について、1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理又は監督の地位にある非常勤スタッフ等（以下「管理監督者」という。）には超過勤務手当は支給しない。

（夜勤手当）

第9条 所定勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた非常勤スタッフ等には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

（超過勤務等の勤務時間の集計）

第10条 前2条の規定に基づき超過勤務手当及び夜勤手当を支給する場合、支給の基礎となる勤務時間数は、一の月に係るものを、手当の種類、支給割合の区分ごとに集計するものとし、その集計時間数に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（宿日直手当、救急勤務医手当及び緊急手術等手当）

第11条 宿日直勤務を命ぜられた非常勤スタッフ等には、1回あたり別表4に規定する宿日直手当を支給する。

- 2 宿日直勤務を命じるときは、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第12条から第17条の規定を準用する。
- 3 救急医療勤務を命ぜられた非常勤スタッフ等には、救急勤務医手当を支給する。
- 4 特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を前2項で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する職員に別表5に規定する緊急手術等手当を支給する。
- 5 前項に規定するもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(危険業務勤務手当)

第12条 特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を第3条から第6条、第9条、第11条の給与で考慮することが適当でないと認められる業務に従事した非常勤スタッフ等に、危険業務勤務手当を支給する。

- 2 危険業務勤務手当の支給額その他支給に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第4章 賞与

(賞与)

第13条 賞与は、6月1日及び12月1日（この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（理事長が別に定める職員を除く。）に対し、それぞれ6月及び12月に支給する。これらの基準日前1箇月以内に非常勤スタッフ等就業規則第11条若しくは第12条の規定により退職し、又は同規則第13条の規定により解雇された職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、また同様とする。

- 2 賞与の額は、第5条及び第6条に定める日額又は月額を基礎として理事長が別に定める額に、法人の定める支給月数、第3項に定める期間率を乗じて得た額とする。
- 3 前項の期間率は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じて100分の100を超えない範囲内で理事長が定める。
- 4 前各項に定めるもののほか、賞与の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(賞与の不支給、不支給特例及び賞与の一時差止め)

第14条 賞与の不支給、不支給特例及び賞与の一時差止めは、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター職員給与規程第31条から第32条までの適用を受ける職員の例による。

第5章 支給方法

(給与の支給)

第15条 給与は、非常勤スタッフ等に直接、通貨で支給する。ただし、非常勤スタッフ等から申出のある場合には、口座振替の方法により支給することができる。

- 2 前項に定める口座振替に係る非常勤スタッフ等の申出に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 3 法令又は労基法第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支給する。

(給与の支給方法)

第16条 時給、報酬日額、報酬月額、超過勤務手当及び夜勤手当は、一の実績に係るものを、次の月の給与支給日に支給する。

- 2 前項の規定に関わらず、初期臨床研修医及び専門臨床研修医に支給する報酬月額は、一の実績に係るものをその月の給与支給日に支給する。
- 3 賞与は、第13条第2項から第4項までの規定により定められた額を、6月及び12月の賞与支

給日に支給する。

（日額制適用者に支給する報酬の額）

第16条の2 前条第1項の定めにより日額制適用者に支給する報酬の額は、月の初日からその末日までの間における勤務日数により計算した総額とする。

2 前項の勤務日数を算定する場合において、非常勤スタッフ等勤務時間規程に定める次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。ただし、第2号から第5号まで、第7号及び第8号は月16日以上かつ1日7時間45分の勤務条件で労働契約を締結した日額制適用者にのみ適用する。

（1）第11条に定める年次有給休暇

（2）第14条に定める病気休暇のうち理事長が指定するもの

（3）第16条に定める公民権行使等休暇

（4）第17条に定める妊娠出産休暇

（5）第24条に定める慶弔休暇

（6）第25条に定める夏季休暇

（7）第27条に定める出産支援休暇

（8）第28条に定める育児参加休暇

（給与支給日）

第17条 給与支給日は月1回、15日とする。ただし、15日が日曜日、土曜日又は祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日という。以下この条において同じ。）に当たるときは、15日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日でない日（その日が二あるときは、15日より前の日）を給与支給日とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、非常災害その他の理由により、同項の給与支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に給与支給日を定めることができる。

3 非常勤スタッフ等が前2項の給与支給日前に退職し、又は解雇された場合における給与は、前2項の規定にかかわらず、退職し、又は解雇された日以降速やかに支給する。

（賞与支給日）

第18条 賞与支給日は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター職員給与規程第36条を準用する。

（非常時払）

第19条 非常勤スタッフ等が、非常勤スタッフ等又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、第17条第1項及び第2項に定める給与支給日前に給与の非常時払を請求したときは、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、既往の労働に対する給与を請求のあった日以降速やかに支給する。

（報酬月額を支給の期間）

第20条 新たに月額制適用者となった者には、その日から報酬月額を支給し、報酬月額の額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた報酬月額を支給する。

2 月額制適用者が退職し（死亡による場合を除く。）、又は解雇されたときは、その日まで報酬月額を支給する。

3 月額制適用者が死亡により退職したときは、その月まで報酬月額を支給する。

（報酬月額の日割計算）

第21条 前条の規定により報酬月額を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の報酬月額の支給額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（報酬月額の返還）

第22条 退職し、又は解雇された月額制適用者は、当該月に現に支給された報酬月額の額がこの規程の規定に基づき計算して得られた報酬月額の支給額を超える場合は、その超える部分に相当する額を法人に返還しなければならない。

第6章 給与の特例

（報酬月額の減額）

第23条 月額制適用者が勤務しないときは、非常勤スタッフ等勤務時間規程第11条に定める年次有給休暇、同規程第14条に定める病気休暇のうち理事長が指定するもの、同規程第16条に定める公民権行使休暇、同規程第17条に定める妊娠出産休暇、同規程第24条に定める慶弔休暇、同規程第25条に定める夏季休暇、同規程第27条に定める出産支援休暇及び同規程第28条に定める育児参加休暇を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき承認権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して報酬月額を支給する。

2 前項の場合において、一の月における減額の基礎となる時間の合計に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

3 第1項に定める承認権者の承認に関し必要な事項は、理事長が定める。

（災害補償との関係）

第24条 非常勤スタッフ等が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、この規程に定める給与（賞与を除く。）は支給しない。

第7章 雑則

（1時間当たりの給与額の算定）

第25条 日額制適用者の勤務1時間当たりの給与額は、報酬日額を1日の所定勤務時間で除して得た額とする。

2 月額制適用者の勤務1時間当たりの給与額は、報酬月額に12を乗じて得た額を一の年度の所定勤務時間で除して得た額とする。

（端数の処理）

第26条 この規程により計算する給与の額又は勤務1時間当たりの給与額については、計算の途中（最終確定金額でないもの）で端数が出た場合は、円位未満第3位を四捨五入し、最終確定金額を求めたところで円位未満を切り捨てるものとする。

（その他必要な事項）

第27条 この規程に関し、その他必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成21年法人規程第23号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年法人規程第71号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年法人規程第81号）

この規程は、平成 24 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成25年法人規程第104号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、別表（第 5 条関係）中、医師事務作業補助については、平成 24 年 10 月 1 日に遡及して適用する。

附 則（平成26年法人規程第112号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年法人規程第167号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（28健総第2742号）

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（28健総第6691号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（30健総第3553号）

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（30健総第8249号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（元健総第3019号）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（元健総第7594号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2健総第94号）

この規程は、令和 2 年 4 月 14 日から施行する。

ただし、第 12 条については、令和 2 年 2 月 16 日に遡及して適用する。

附 則（２健総３６８０号）

この規程は、令和３年１月１日から施行する。

附 則（２健総第５８８０号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（３健総第４７１３号）

この規程は、令和４年１月１日から施行する。

附 則（３健総第７０８６号）

- 1 この規程は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 看護師については、別表２（第５条関係）で定める報酬単価を加算する。ただし、報酬単価の加算額については、非常勤スタッフ等の賞与に関する規程で定める賞与基礎額には含めない。
- 3 別表１の役職が一般事務、医事事務、器材管理及び事務のうち、適用条件が高校新卒程度に適用される報酬単価は、令和３年１０月１日から適用する。

附 則（４健総第４０３４号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和４年１０月１日から施行する。
（報酬単価の加算）
- 2 看護師、医療技術員、事務及び看護助手については、別表２・２（第５条関係）で定める報酬単価を加算する。ただし、報酬単価の加算額については、非常勤スタッフ等の賞与に関する規程で定める賞与基礎額には含めない。

附 則（４健総第７５２４号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 看護師及び准看護師については、エックス線その他の放射線の操作に従事した日に、別表２・３（第５条関係）で定める報酬単価を加算する。ただし、報酬単価の加算額については、非常勤スタッフ等の賞与に関する規程で定める賞与基礎額には含めない。

附 則（５健総第４１１４号）

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（５健総第５１６４号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則５健総第７０９６号）

（施行期日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、別表2-4（第5条関係）で定める報酬単価の加算については、令和6年2月1日より施行する。

（検討）

2 理事長は、今後の診療報酬改定の動向等を踏まえ、第5条に規定する報酬単価の取扱いについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（報酬単価の加算）

3 病棟事務及び看護助手については、別表2-4（第5条関係）で定める報酬単価を加算する。ただし、報酬単価の加算額については、非常勤スタッフ等の賞与に関する規程で定める賞与基礎額には含めない。

附 則（令和年6年5月24日 6健総第781号）

（施行期日）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

（報酬単価の加算）

1 病院部門及び経営部門に勤務する非常勤スタッフについては、別表2-2-2（第5条関係）で定める報酬単価を加算する。ただし、報酬単価の加算額については、非常勤スタッフ等の賞与に関する規程で定める賞与基礎額には含めない。

附 則（6健総第3179号）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和年6年12月18日 6健総第4748号）

（施行期日）

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和年7年2月25日 6健総第6277号）

（施行期日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和年7年9月18日 7健総第3207号）

（施行期日）

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和年8年1月28日 7健総第6005号）

（施行期日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和年8年6月30日 8健総第1843号）

（施行期日）

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 9 月 1 5 日 8 健総第 3 3 3 3 号）

（施行期日）

この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

部門	種 別	職 種	役 職	主な業務内容	勤務 形態	適用条件	報酬 単価
病院 部門	非 常 勤 ス タ ッ プ	医師・ 歯科医師	顧問医	困難手術対応・診療 指導	—		56,900
			専門医	外来診療・手術・読 影	—	医歴11年以上	42,540
						医歴6～10年	38,250
						医歴5年以下	32,790
			麻酔科医	麻酔業務	—		64,500
			研究医	臨床研究・診療	日 勤	医歴5年以下	16,930
					夜 勤		33,750
	臨時ス タッフ	看 護 師	病棟看護師	病棟看護業務	日 勤	主任級相当 A (卒後15年以上程度)	16,610
					準 夜		19,940
					深 夜		20,140
					日 勤	主任級相当 B (卒後11～14年程度)	15,320
					準 夜		17,580
					深 夜		17,680
					日 勤	主事級相当 (卒後10年以下程度)	13,930
					準 夜		15,220
					深 夜		15,220
			夜勤専従看 護師	病棟夜勤看護業務	—		20,780
			外来看護師	外来看護業務	—	主任級相当(卒後11年以 上程度)	15,320
						主事級相当(卒後6～10年 程度)	13,820
						主事級相当(卒後5年以下 程度)	12,680
			外 来 総 合 案 内	総合案内業務	—	主任級相当(卒後11年以 上程度)	15,320
						主事級相当(卒後6～10年 程度)	13,820

				主事級相当(卒後5年以下程度)	12,680
	准看護師	外来看護師	外来看護業務	—	12,570
		外来総合案内	総合案内業務	—	12,570
	薬 剤 師		調剤、服薬指導業務	—	17,140
				資格取得後3年以下	13,400
	視能訓練		視機能検査、訓練	—	15,220
				資格取得後3年以下	11,940
	理学療法		理学療法士業務	—	15,220
				資格取得後3年以下	11,940
	作業療法		作業療法士業務	—	15,220
				資格取得後3年以下	11,940
	言語聴覚士		言語聴覚士業務	—	15,220
				資格取得後3年以下	11,940
	診療放射線		診療放射線技師業務	—	15,220
				資格取得後3年以下	11,940
	衛生検査		剖検助手	—	15,220
				資格取得後3年以下	11,940
	栄 養 士		栄養管理、栄養指導	—	15,220
				資格取得後3年以下	11,940
	臨床工学技士		医療機器操作、管理	—	15,220
				資格取得後3年以下	11,940
	臨床検査	臨床検査技師	臨床検査、治験業務、聴覚平衡機能検査、オーダーメイド医療実現化プロジェクト業務	—	15,220
		メディカルコーディネーター	採血業務	—	11,940
				採血室専従	12,970
	歯科衛生		歯科診療補助、口腔衛生指導	—	14,040
	司 書		情報センター司書	—	15,220

				業務			
		心 理		心理判定	—	業務歴15年以上	17,680
				臨床心理士業務	—		15,220
		医学物理士		医学物理士業務	—		17,140
		福 祉 (MSW・PSW)		MSW、PSW業務	—		15,220
						資格取得後3年以下	11,940
		医師事務作業補助		医師事務作業補助業務、 管理業務	—		12,250
				医師事務作業補助業務	—		11,740
		事 務	一般事務	一般事務業務	—	4大新卒程度	10,480
			医事事務	医事事務業務	—	4大新卒程度	10,480
			器材管理	器材管理業務	—	4大新卒程度	10,480
			病棟事務	病棟事務業務	—	経験5年以上 且つ病棟事務マネジメント経験	11,100
						経験5年以上 且つマネジメント経験	10,580
							10,160
		技 術	技術補助	医療技術補助業務	—	4大新卒後7年程度	9,920
			剖検助手	解剖検査助手業務	—	4大新卒後7年程度	9,920
			義肢装具士	補装具製作、保守業務	—		9,920
			看護助手	看護助手業務	日勤	4年目以上	10,790
					夜勤		28,290
					日勤		10,590
					夜勤		26,810

別表 2 - 2 (第 5 条関係)

部門	種別	職 種	役 職	主な業務内容	勤務形態	適用条件	報酬単価
病院 部門	臨時 ス タ ッ フ	看 護 師	病棟看護師	病棟看護業務	日 勤	主任級相当 A (卒後15年以上程度)	420
					準 夜		460
					深 夜		480
					日 勤	主任級相当 B (卒後11～14年程度)	420
					準 夜		460
					深 夜		480
					日 勤	主事級相当 (卒後10年以下程度)	420
					準 夜		460
					深 夜		480
			夜勤専従看護師	病棟夜勤看護業務	—		480
			外来看護師	外来看護業務	—	主任級相当(卒後11年以上程度)	420
						主事級相当(卒後6～10年程度)	420
						主事級相当(卒後5年以下程度)	420
			外来総合案内	総合案内業務	—	主任級相当(卒後11年以上程度)	420
						主事級相当(卒後6～10年程度)	420
						主事級相当(卒後5年以下程度)	420
		准看護師	外来看護師	外来看護業務	—		420
			外来総合案内	総合案内業務	—		420
		視能訓練		視機能検査、訓練	—		150
						資格取得後3年以下	150
		理学療法		理学療法士業務	—		150
						資格取得後3年以下	150
		作業療法		作業療法士業務	—		150
						資格取得後3年以下	150

		言語聴覚士		言語聴覚士業務	—		150
						資格取得後3年以下	150
		診療放射線		診療放射線技師業務	—		150
						資格取得後3年以下	150
		衛生検査		剖検助手	—		150
						資格取得後3年以下	150
		栄養士		栄養管理、栄養指導	—		150
						資格取得後3年以下	150
		臨床工学技士		医療機器操作、管理	—		150
						資格取得後3年以下	150
		臨床検査	臨床検査技師 メディカル コーディネーター	臨床検査、治験業務、聴覚平衡機能検査、オタメイト [®] 医療実現化プロジェクト [®] 外業務	—		150
				採血業務	—	資格取得後3年以下	150
				採血業務	—	採血室専従	150
		歯科衛生		歯科診療補助、口腔衛生指導	—		150
		心理		心理判定	—	業務歴15年以上	150
				臨床心理士業務	—		150
		医学物理士		医学物理士業務	—		150
		福祉 (MSW・PSW)		MSW、PSW業務	—		150
						資格取得後3年以下	150
		医師事務作業補助		医師事務作業補助業務、管理業務	—		105
				医師事務作業補助業務	—		105
		事務	病棟事務	病棟事務業務	—	経験5年以上且つ病棟事務マネジメント経験	105
						経験5年以上且つマネジメント経験	105
						経験5年以上	105
						経験5年未満	105

		技 術	看護助手	看護助手業務	日 勤	4年目以上	140
					夜 勤		310
					日 勤		140
					夜 勤		310

別表 2 - 3 （第 5 条関係）

部門	種別	職 種	役 職	主な業務内容	勤務形態	適用条件	報酬単価
病院部門	臨時スタッフ	看護 師	病棟看護師	病棟看護業務	日 勤	主任級相当 A (卒後15年以上程度)	350
					準 夜		350
					深 夜		350
					日 勤	主任級相当 B (卒後11～14年程度)	350
					準 夜		350
					深 夜		350
					日 勤	主事級相当 (卒後10年以下程度)	350
					準 夜		350
					深 夜		350
			夜勤専従看護師	病棟夜勤看護業務	—		350
			外来看護師	外来看護業務	—	主任級相当(卒後11年以上程度)	350
						主事級相当(卒後6～10年程度)	350
						主事級相当(卒後5年以下程度)	350
			外来総合案内	総合案内業務	—	主任級相当(卒後11年以上程度)	350
						主事級相当(卒後6～10年程度)	350
						主事級相当(卒後5年以下程度)	350
		准看護師	外来看護師	外来看護業務	—		350
			外来総合案内	総合案内業務	—		350

表 2 (第 5 条関係)

部門	種別	職 種	主な業務内容	役 職	適用条件	報酬単価
研究部門	非 常 勤 スタッフ	研究員	研究業務、受託業務	部長相当	医師以外	25,500
					医師	30,850
				課長相当	医師以外	21,750
					医師	26,460
				係長相当	医師以外	18,320
					医師	23,250
				主事・主任 相当	医師以外	15,320
					医師	21,750
		技術員等	研究助手、専門的な知識を要する業務に従事する者	—		13,820
		看護師	PET画像診断等に係る看護業務及び看護師免許を要する研究員	—		14,570
		事務	研究補助、一般事務	—		10,480
	臨 時 スタッフ	医師・ 歯科医師	医師免許・歯科医師免許	—	医歴10年相当	20,250
		研究補助・ 調査員・ 技術員	調査・研究内容を十分に把握している者、遂行事業に関する有資格者、関連する学位を有する者	—		12,650
			調査・研究遂行に係る経験を有する者	—		9,920
		事務	事務補助	—	大学新卒、大学院生等相当	10,480
					高校新卒、大学生相当	9,920

※ 非常勤スタッフの研究員の医師であって、医師の資格を必要としない受託業務に従事する場合、単価は「医師以外」を適用させる。

別表 3 (第 6 条関係)

部門	種 別	職 種	主な業務内容	勤務形態	報酬単価
病院部門	非 常 勤 スタッフ	専門臨床研修医	専門臨床研修	日 勤	431,700
		初期臨床研修医	初期（卒後）臨床研修	日 勤	240,900
			歯科臨床研修	日 勤	319,100

別表 4（第11条関係）

部門	種 別	職 種	名 称	単位	報酬単価
病院部門	非 常 勤 スタッフ	専門臨床研修医	チーフレジデント手当	月額	30,000
			朝カンファレンス指導手当	1回あたり	1,000
			専門臨床研修医宿日直手当	1回あたり	30,000
		初期臨床研修医	初期臨床研修医宿日直手当	1回あたり	24,000

別表 5（第11条関係）

名称	勤務内容	単位	報酬単価	
緊急手術 手当	宿日直中又は緊急登院時に 専門臨床研修医が、救急患者 等へ麻酔を使用した手術を 行ったとき	1件	全員麻酔	5,000
			その他麻酔	2,500
緊 急 カ テーテル 手当	宿日直中又は緊急登院時に 専門臨床研修医が、救急患者 等へカテーテルを使用した 検査、治療を行ったとき	1件	3,000	
緊急内視 鏡手当	宿日直中又は緊急登院時に 専門臨床研修医が、救急患者 等へ内視鏡を使用した検査、 治療を行ったとき	1件	3,000	
オンコー ル待機手 当	専門臨床研修医が緊急又は 非常の事態に備えて待機す るとき	1回	16時間以上	4,000
			6時間以上16時間未満	2,000